

# 広川町内での土木工事等に伴う埋蔵文化財の手続き (※民間事業の場合)

(注意) 「土木工事等」とは、地面を掘る行為のことです。掘削に伴う建物建設工事や浄化槽埋設工事なども含まれます。  
埋蔵文化財が発見される可能性がありますので、地面を掘る時は事前に広川町教育委員会で文化財の確認をお願いします。

